

第 6159 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月14日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 必要経費になる税金・ならない税金

**Q**：確定申告で、必要経費に算入できる税金とできない税金があるようですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

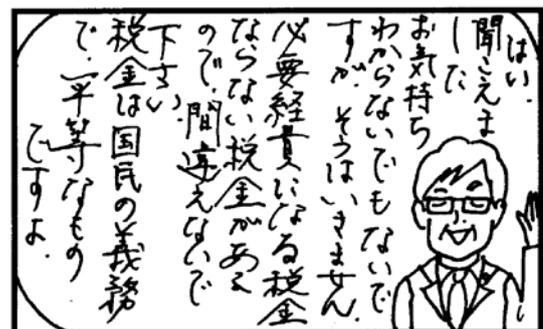
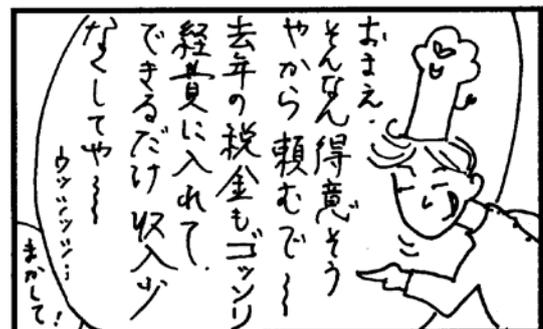
税金にはいろんな税金がありますが、必要経費になるものとならないものがありますので注意しましょう。

#### (1) 必要経費になるもの

- ① 業務の用に供される資産にかかる固定資産税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、自動車税等
- ② 酒税、特別地方消費税等は、消費者、利用者等から徴収する金額が、総収入金額に算入され、申告や賦課決定により納付する金額が必要経費となります。
- ③ 各種の組合費、会費等

#### (2) 必要経費にならないもの

- ① 所得税
- ② 延滞税、利子税及び加算税(利子税のうち事業から生じた所得にかかる延納利子は除きます)
- ③ 印紙税法の規定による過怠税
- ④ 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含みます)
- ⑤ 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金及び重加算金



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】